

## 一般社団法人全日本囲碁連合 処分規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下、「当法人」という。）が担う囲碁及びペア碁競技の進化と世界の囲碁の振興に寄与するという重要な役割に鑑み、当法人の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び囲碁競技における暴力行為等の根絶を図り、もって当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、当法人の役員、委員、職員及び当法人に登録している者（以下、「登録者」という。）とする。

### (違反行為)

第3条 違反行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由なく、当法人の指示命令に従わない行為
- (2) 当法人の名誉又は信用を毀損する行為
- (3) 暴力行為、差別行為、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント行為、ドーピング行為を含む薬物乱用等の反社会的な行為
- (4) その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束する行為
- (5) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正に関与する行為
- (6) 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正に関与する行為
- (7) 法令、当法人の定める諸規程、その他コンプライアンスに違反する行為

### (違反行為に対する処分の種類)

第4条 当法人は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 役員及び委員に対する処分の種類
  - ①戒告：口頭による注意を行い戒める
  - ②けん責：文書による注意を行い戒める
  - ③降格：下位の役職に移行させる
  - ④懲戒免職：役員については定款第25条、委員については理事会の決議に基づき解任する

(2) 職員に対する処分の種類

- ①戒告：口頭による注意を行い戒める
- ②けん責：文書による注意を行い戒める
- ③出勤停止：一定期間出勤を停止する。
- ④降格：下位の資格・職位等へ移行させる
- ⑤諭旨退職：諭旨により退職願いを提出させる。これに応じないときは解雇する
- ⑥懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時に免職とする

(3) 登録者に対する処分の種類

- ①戒告：口頭による注意を行い戒める
- ②けん責：文書による注意を行い戒める
- ③登録期間の停止：一定期間、当法人の登録者としての資格を停止する
- ④登録資格の剥奪：永久に当法人の登録者としての資格を剥奪する

- 2 当法人は、前項の処分に代えて又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課することができる。

(処分の原則)

第5条 当法人は、本規程に基づく処分について、中立、公平かつ迅速に行わなければならない。

(処分審査)

第6条 処分の審査については、倫理委員会が中立、公平かつ迅速に審査し、理事会に答申する。

(適正な処分のための措置)

第7条 倫理委員会は、必要に応じて適宜、審査対象者及び当該事案に関係する者・団体に対して、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し又は現地調査をするなど必要な調査をすることができる。

- 2 倫理委員会は、前項の調査並びに前条の審査及び答申について、次の調査委員会に委任することができる。

(1) 指導における暴力行為等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター第三者相談・調査委員会

(2) 臨時に設置する第三者による調査委員会

- 3 倫理委員会は、審査対象者が第4条に定める処分を受ける可能性がある場合、当該審査対象者に対し、処分が決定するまでの間、その職務権限及び資格等を

停止することができる。

(処分の決定)

第8条 理事会は、倫理委員会の答申を審議し、処分決定を行う。なお、理事会は、倫理委員会及び前条第2項の調査委員会の答申を尊重するものとする。

2 理事会は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

(1) 審査対象者

(2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

(3) 処分対象となる違反行為にかかる事実

(4) 処分の手続きの経過

(5) 処分の理由及び証拠の標目

(6) 処分の年月日

(7) 処分決定に不服がある場合は、審査対象者は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立て期間

3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到着した時に効力を生じる。

(不服申立て)

第9条 前条第2項に定める通知後2週間以内に審査対象者本人から処分に対する不服申立てがあったときは、倫理委員長は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。

2 前項の不服審査会の構成は、次のとおりとする。

(1) 倫理委員長

(2) 外部有識者を含め、倫理委員長が特に指名した者

3 不服審査会には、審査対象者本人、親権者及び審査対象者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

4 審査対象者が不服審査会の機会を不要とする場合又は不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会を開催することを要しない。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申立て)

第10条 前条に係わらず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。

(刑事裁判等との関係)

第11条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判又は当法人以外の組織による処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、当法人は同一違反行為について、適宜に審査対象者を処分することができる。本規程による処分は、当該審査対象者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて当法人以外の処分を受けることを妨げない。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は2021年7月1日から施行する。